

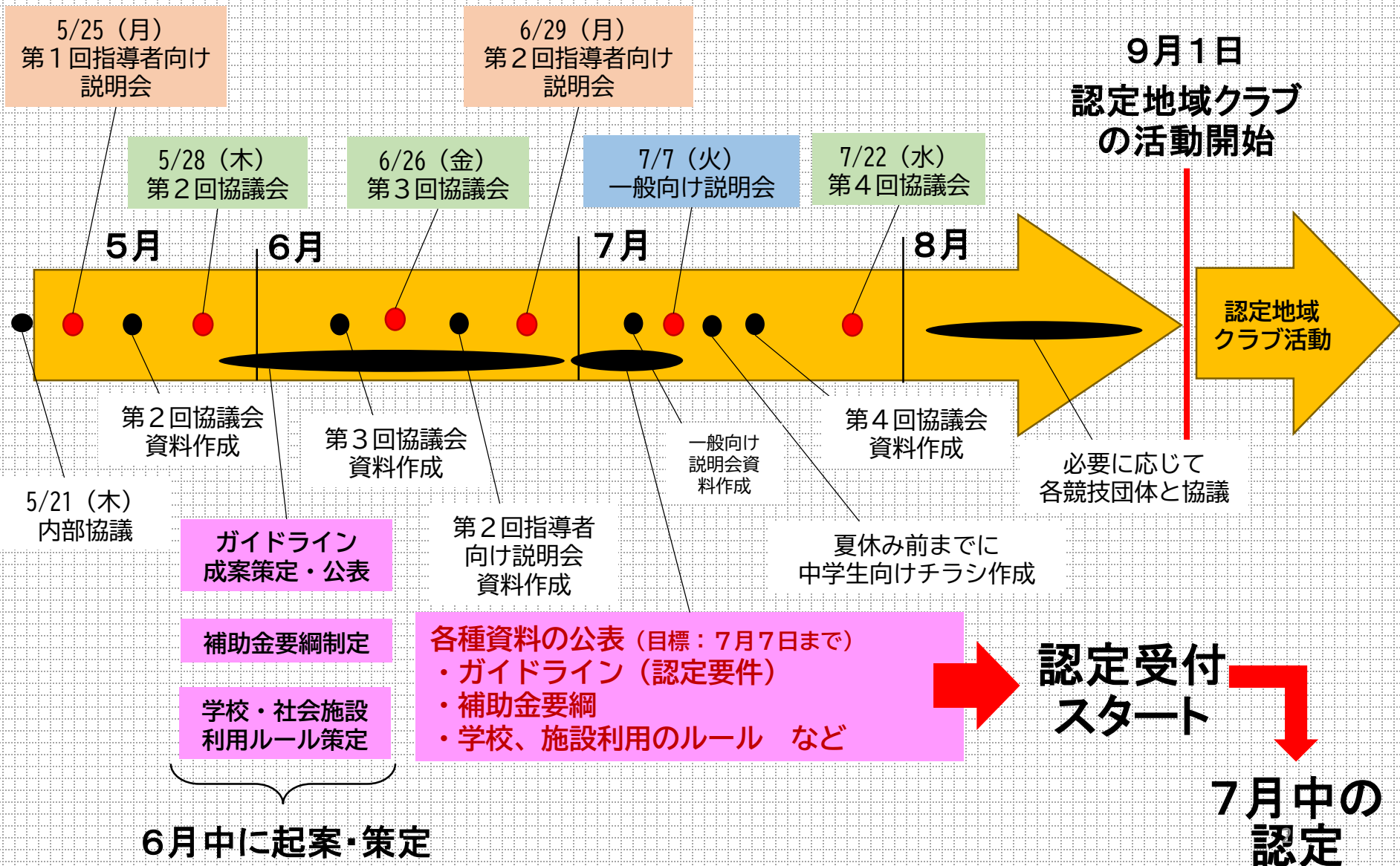
第2回会議

勝央町の地域展開に係る ガイドライン制定と課題整理

勝央町教育委員会

5月28日(木)19:00～

当面のスケジュール詳細(案)



本日の協議事項

本日
協議

- ・確認事項(方針等の確認)
- ・ガイドラインへのご意見と整理(成案策定)
- ・地域展開をめぐる諸課題の整理

確認事項

■ 認定地域クラブ活動

認定制度

国が定めた要件等に基づき、市町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組み

【呼称】認定地域クラブ活動

【想定される効果】公的支援(財政的支援、施設・用具等の使用)、広報効果

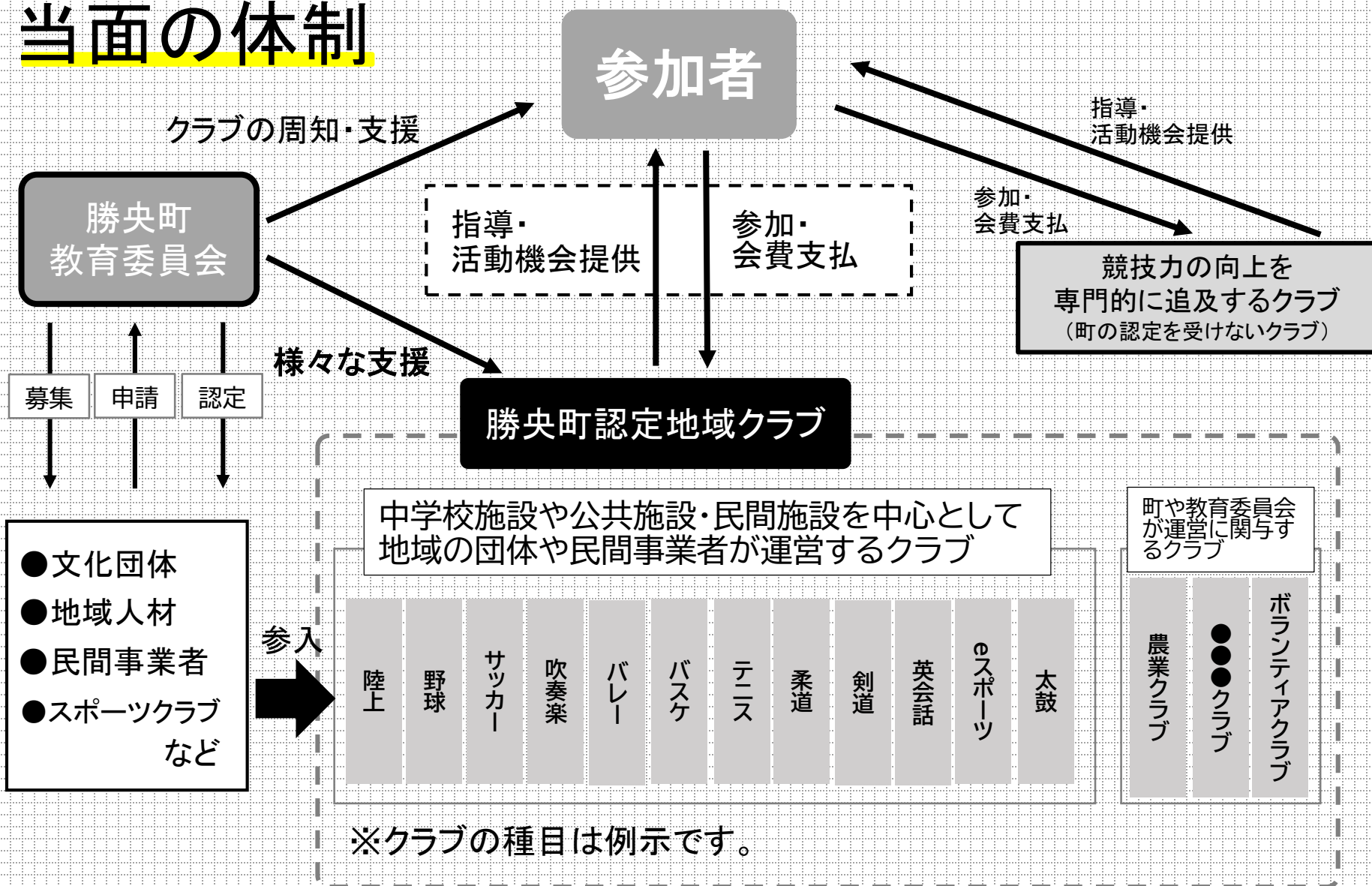
【主要要件】活動時間、低廉な参加費、指導体制、安全確保、学校等との連携

◆勝央町でも国が定める認定要件をベースに、勝央町教育委員会としての認定要件を定め、認定。

◆部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動を行う、公的な活動として位置づけ、町としても活動を支援していく予定。

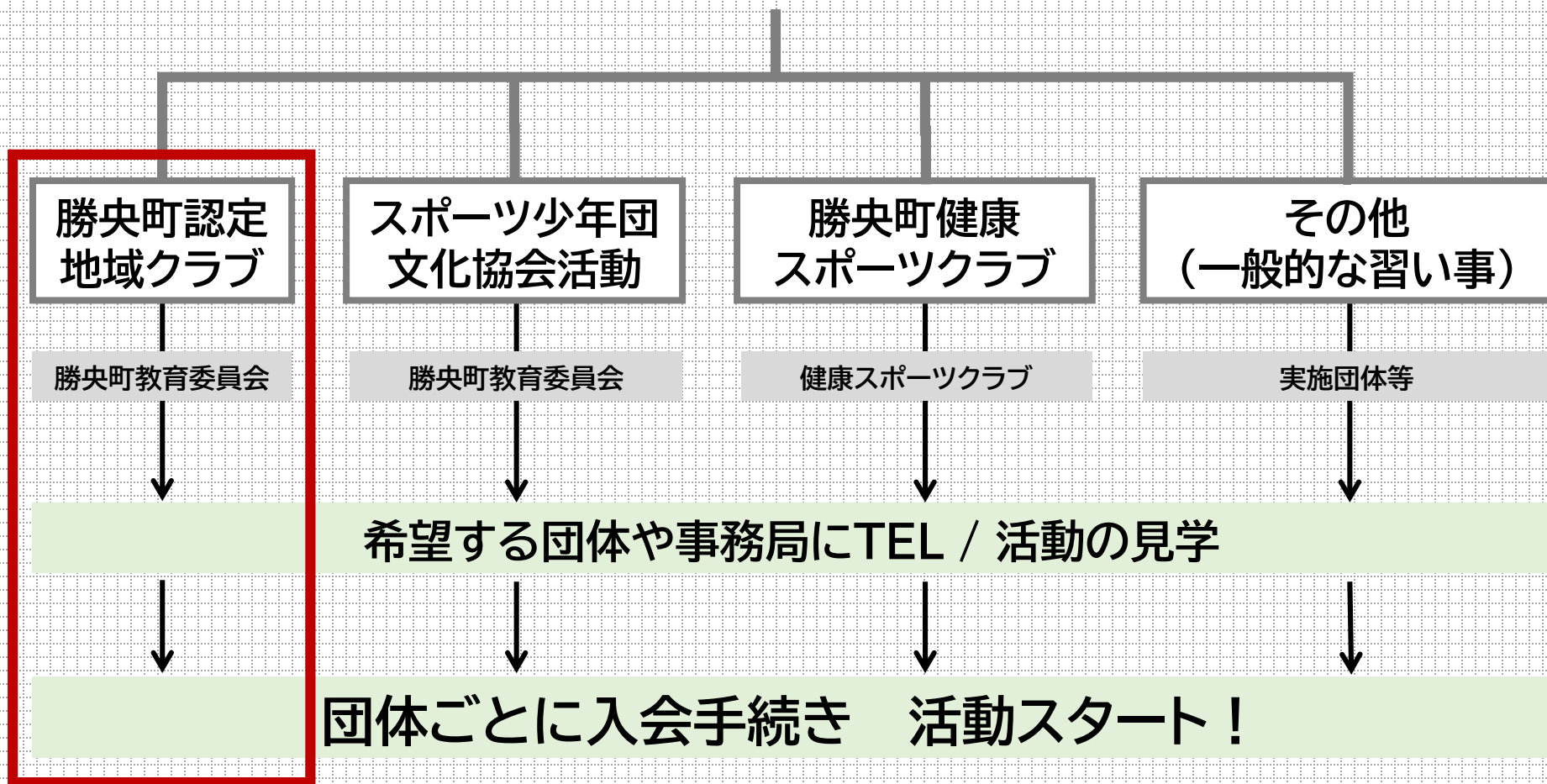
◆勝央町教育委員会は、認定された団体が適切に運営・活動しているかについて確認し、必要に応じて指導・助言を行う。

当面の体制



勝央町教育委員会では、既存の部活動にある種目かどうかは問わず、参加者の多様なニーズ・意見に対応するため、幅広い活動を想定。

地域クラブ等の始め方



勝央町教育委員会では、既存の部活動にある種目かどうかは問わず、**参加者の多様なニーズ・意見に対応するため、幅広い活動を想定。**

勝央町認定地域クラブガイドライン

勝央町における学校部活動の地域展開に向けた方針と
勝央町認定地域クラブの在り方について

- 国や県が示すガイドラインや計画と連動
- 地域展開に関する方針や具体的な取組方針
- 関係者の役割
- 認定要件と認定地域クラブの在り方 など



町の地域展開の在り方を示す
総合的な指針

ガイドライン内容

- 地域展開の基本的な考え方
- 勝央町の中学校部活動を取り巻く現状と課題
- 勝央町としての方向性
- 地域展開を見据えた学校部活動の在り方
- 地域での役割分担
- 認定地域クラブとは
- 地域展開が生徒・教職員・地域にもたらす効果
- 認定地域クラブの要件（補足事項を含む）
- その他運営、活動時に関わる内容
- 指導時の倫理的配慮と指導者の登録取り消し
- 認定地域クラブの登録手続き等
- 個人情報情報の取り扱いについて

整理事項	方針	備考
指導者	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者登録申請書を別に提出させる。(あらゆるハラスメントの防止を誓約させるもの) ・町が行う研修の受講 ・原則2名以上の配置。 	居住要件等の規定なし
指導者資格について	各競技やクラブの実情によって資格内容が異なるため、具体的にはガイドライン等には明記しない	
代表者	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者を1名配置すること ・代表者は指導者は兼ねることができる 	居住要件等の規定なし
指導者への謝礼金	<ul style="list-style-type: none"> ・町から各クラブに対し活動費補助金の支給を検討。指導者への謝金に充てることは可能。 ・参加者からの会費を指導者への謝礼金に充てることも可能。 ・謝礼の上限額はクラブによって異なるため、設定しない。 	
会費	<ul style="list-style-type: none"> ・町教委として具体的な金額は提示しない ・会費の用途を限定することはしない ※いずれもクラブの実情によって異なるため	
運営資金	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金等の支給を検討中であるが、基本的には会費で運営 ・その他の活動資金の在り方(スポンサー制度や寄付金等)は今後の検討課題 	
大会参加時の移動	参加者引率時の安全徹底について(項目を追加) <ul style="list-style-type: none"> ・原則、自転車、徒歩、公共交通機関、保護者による送迎または貸切バス 	

認定地域クラブ「認定要件」の具体的な確認事項

1 豊かで幅広い活動機会の保障

- 学校部活動は、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、人間関係の構築や自己肯定感、責任感、連帯感などが培われる場になってきたを踏まえ、認定地域クラブは、これら教育的意義を継承・発展させた活動であること
- 参加者が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
- 競技力強化等の観点から広域から生徒を集めるものではないこと、また選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れることとし、将来的には一般町民の受け入れも検討すること

2 適切な活動時間と休養日の設定

- 週2日以上以上の休養日を設定し、活動時間は、平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること
- 年間の活動計画や毎月の活動計画を策定し、公表していること

3 低廉な参加費等の設定

- 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

4 適切な指導の実施体制の確保

- 勝央町教育委員会が定める研修を受講し、勝央町教育委員会に登録された指導人材が活動に携わること
- 原則として、複数の指導人材が携わること

5 適切な安全確保体制の確保

- あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化するとともに、保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと
- 参加者及び指導人材が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること

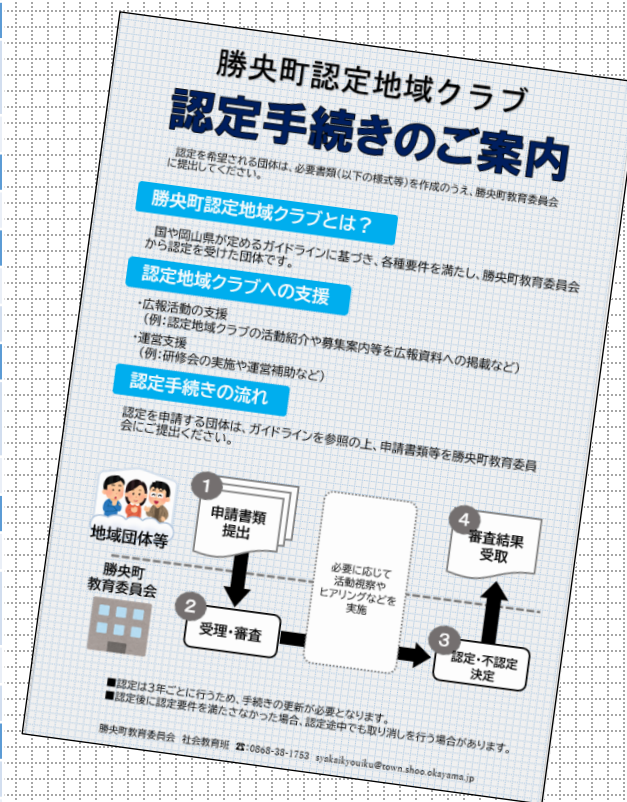
6 適切な運営体制の確保

- 認定地域クラブの役員や参加費等が明記された運営規約を策定し、参加者や保護者等に対して公表すること
- 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること
- 営利を主たる目的とせずに運営すること
- 大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること

7 学校等との適切な連携

- 地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等を生徒の在籍する中学校等と共有すること
- 勝央町教育委員会が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーションなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと
- 活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教職員による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、勝央町や勝央町教育委員会、学校との必要な連絡調整を行うこと

←国のガイドラインに沿った認定要件。これをもとに、下記のようなチラシを策定(予定)



「認定要件」の具体的な確認事項

豊かで幅広い活動機会の保障

- ・教育的意義を継承・発展させた活動であること

部活動の教育的意義

体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、人間関係の構築や自己肯定感、責任感、連帯感などが培われる場になってきた。

- ・参加者が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

参加者

- ・町内の中学生を中心に構成するが、**将来的には一般市民の受入れも検討すること**
- ・**競技力向上強化等の観点から広域から参加者を集めることは認められない。**

※町外の参加者から、自発的に加入の意思があった者を排除するものではないことに注意。

適切な休養日等の設定

ガイドラインに沿った適切な活動時間や休養日が設定されていること。

週2日以上の休養日を設定

活動時間の上限: 平日**2時間**/休日**3時間**(週当たりの活動時間 11時間)

※週11時間以内であれば、平日の活動を週3日以内に抑えつつ休日に2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能であることを明記

緊急時における安全管理体制

- ・活動時の事故等、不測の事態に備え、前もって医療機関をはじめとした各種機関や団体、関係者及び保護者の緊急時連絡先を把握し、安全管理上の連絡体制を整えること
- ・参加者や指導者は、適切な補償内容・保険料の傷害保険、賠償責任保険に加入すること

適切な指導の実施体制の確保

- ・勝央町教育委員会が定める研修を受講し、勝央町教育委員会に登録された指導人材が活動に携わること

研修時期や内容、参加方法などは今後決定

- ・原則、代表者(1名)、指導者(2名以上)の指導人材が携わること

複数の指導人材が活動に携わることが困難な場合には、勝央町等の職員・コーディネーターや運営団体の職員等による地域クラブ活動の実施主体への巡回指導を適切に実施すること等により、事故防止や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止を図ること。

各団体の実情に応じて、代表者や指導者等の役職は兼ねることはできる。

指導者

- ・成人に達していること(アシスタントであれば未成年も可)
- ・健全育成への熱意があり、資質向上に取り組むこと
- ・いかなる前科歴がないこと など

運営規約の策定

- ・役員や会費等を含む規約を作成していること
- ・団体には役員(代表、副代表、会計、監事)を置くものとする。

運営規約の例文あり

勝央町認定地域クラブ「〇〇クラブ」運営規約(例)←

第1条 総則
(名称・設置)←
第1条 本クラブは、「〇〇クラブ」(以下、「本クラブ」という)と称し、事務局は本クラブ代表者所在地に置く。←
(目的)←
第2条 本クラブは、子どもたちの活動機運を高めるとともに、〇〇(目的)を通じて社会性の向上や、個性の伸長を図ることを目的とする。勝利至上主義に傾倒するものではなく、〇〇(目的)のつとめしを喜び、自ら進んで生涯を通じてスポーツ・文化芸術活動に親しむ態度を育むことを目的とする。←
(活動)←
第3条 本クラブの活動は、文部科学省の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等」に関する総合的な方針(ガイド)及び岡山県の「新たな地域クラブ活動の展開に向けた、ガイドライン」を踏まえたものとする。←
第2章 会費←
(入会資格)←
第4条 本クラブの入会には、次の要件を備えていなければならない。←
(1) 現実に在籍する中学生。またはクラブの目的に賛同する者であること。ただし、地域の特性も考慮して総合的に判断し、場合によっては他市町村の中学生の加入も認める。←
(2) 〇〇(目的)を行うにあたって適った健康状態であること。←
(3) 本クラブが定める認定期定を要すること。←
(4) 第7条で定める会費を納入すること。←
(会費前払の要否)←
第5条 本クラブの会費納付は、退会、除名、死亡によって喪失する。←
(退会・除名)←
第6条 本クラブの会費は任意で退会することができる。また、次の各項に該当する場合には組合の決議を経て除名することができる。←
(1) 本クラブの会費が第4条の要件を満たさないとき。←
(2) 本クラブの目的や規則に違反したとき、名譽を著しく毀損したとき。←
(会費)←
第7条 本クラブの会費は、1月額〇,〇〇〇円とする。←
(1) 会費は入会日か退会する月から退会日か退会する月分支払うものとする。←
(2) 会費は即時で現金することがある。←
(3) 一筆入会した会費は、理由の如何に関わらず返還しない。←
(4) 退会や大会等に際する経費は、別途徴収するものとする。←
第3章 総則←
(役員とその職務)←
第8条 本クラブには、以下の役員を置く(保護者以外でも可也)。←

第1章 総則 名称・目的など	第5章 会計 経費・管理など
第2章 会員 入会・会費など	第6章 指導者 保険加入など
第3章 組織 役員・職務など	第7章 細則 参加停止など
第4章 会議 会議の種類など	第8章 規則の改正

代表、副代表、会計及び監事は、互いに兼ねることはできない。地域や団体の実情等により役員を確保することが困難な場合等の例外的な場合にも、**監事は、代表、副代表、会計を兼ねることはできない。**

適切な会計処理

公正で適切な会計処理を行うこと

明瞭な会計処理を行うとともに、透明性を確保するために総会等において関係者に情報開示すること

会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

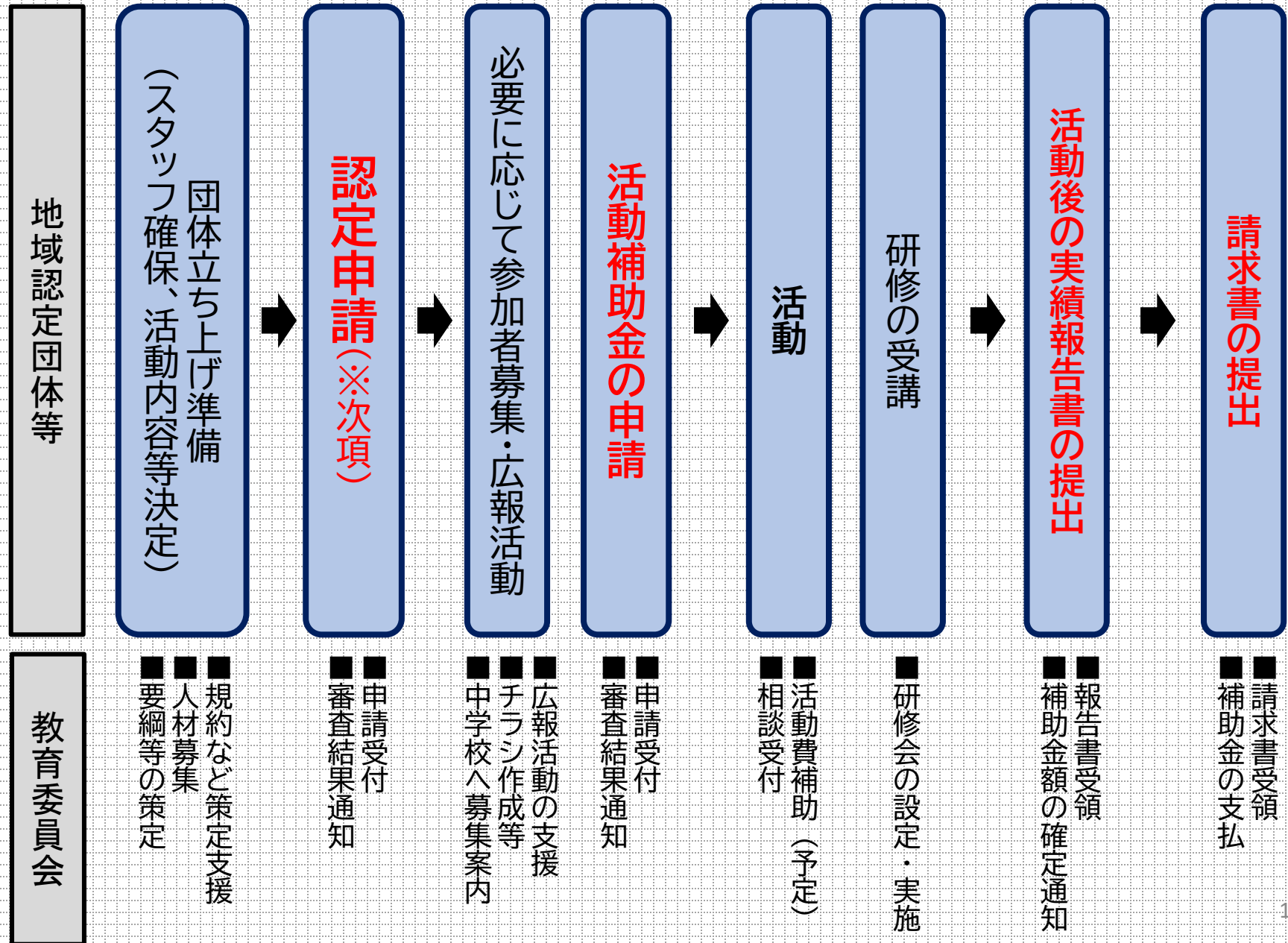
活動の維持・運営に必要な範囲で、低廉な会費を設定すること

地域との連携・協働

活動状況や実績等の情報を、学校や教育委員会に適時共有する

- ・認定の有効期間は「3年間」とする。(3年度毎2～3月をめぐりに更新手続き)
- ・認定後に要件を満たさなかった場合、年度途中での取り消しも実施

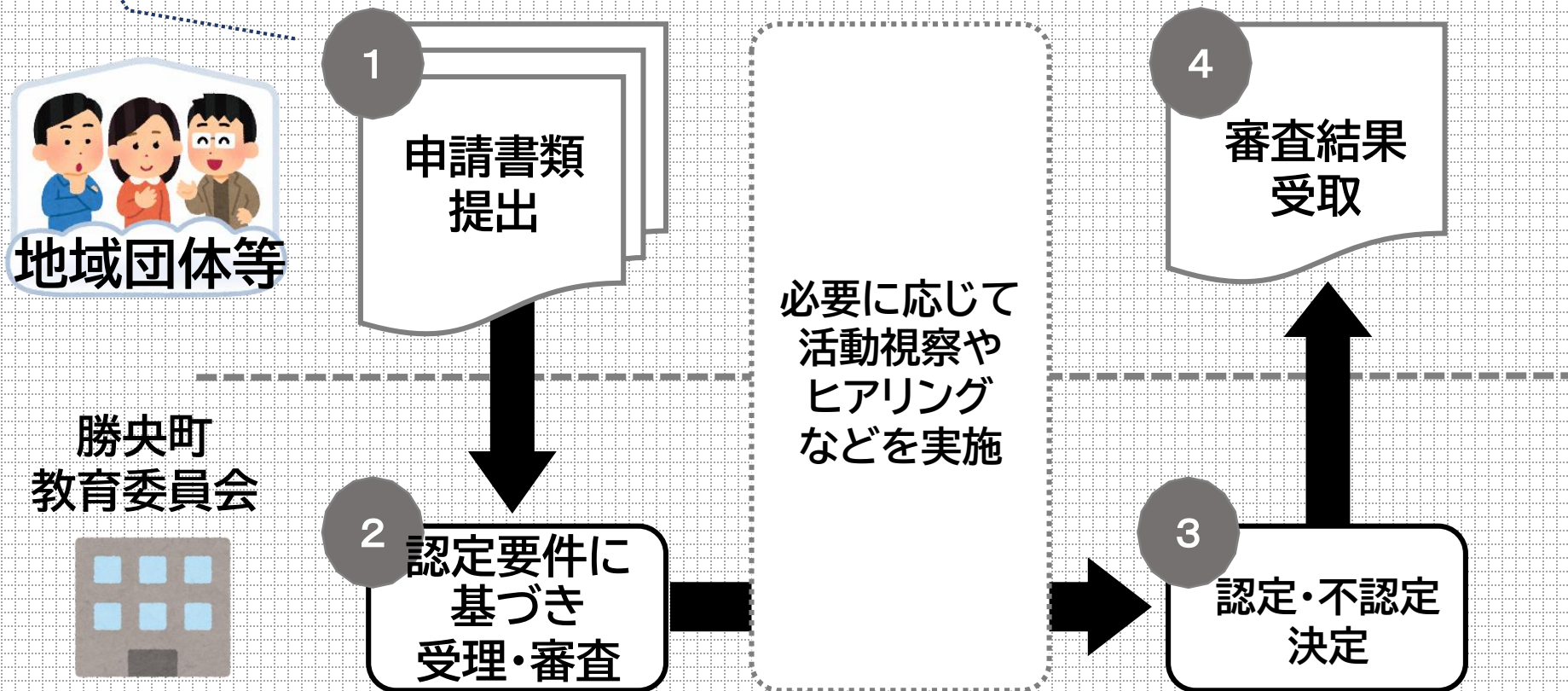
地域認定クラブ立ち上げ以降の流れ(現行案)



認定申請の流れ(現行案)

検討案

- 活動誓約書兼申請書(ガイドライン、勝央町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱)
→団体ごとに提出(団体名、活動内容、参加者数、会費・保険料の額、添付:団体の規約、活動計画書など)
- 指導者登録申請書
→指導者ごとに提出(誓約書に署名)



課題整理

早急に解決または方向性を示すことが望ましい課題を整理する

検討案

分野	課題	方向性または協議会での意見
認定要件	地域クラブの認定数に上限や条件を付けるか (種目ごとに認定数を設定?)	
認定要件	単町ではなく、広域(例えば、津山市に拠点を置くクラブに勝央中の生徒も参加しており、当該クラブが勝央町の認定を求めてきた場合)はどうか。	活動拠点 ^① が勝央町内にあること(教育委員会)
施設の利用 (学校)	認定クラブは中学校の施設や備品等が使えるのか (施設の優先的利用や備品等の貸し出しルール)	施設：放課後生徒たちがそのまま学校に居残り、 地域クラブ活動を待つ体制が好ましい(教育委員会)
	学校内教室(特に音楽室や美術室)の休日利用は可能か	備品：

課題整理

早急に解決または方向性を示すことが望ましい課題を整理する

検討案

分野	課題	方向性または協議会での意見
施設の利用 (社会施設)	社会施設の使用ルール、予約の在り方 ・予約が重なった場合、団体種別により優先度を付けるか？ ・勝央町認定地域クラブ活動は、町教育委員会が認定する公的な活動であることから、中学校施設については優先的に利用(無償利用)できるものとする？	
活動環境	夜間照明の必要性 (可動式投光器、夜間照明の整備など)	
指導者	指導者の発掘	ガイドライン策定後、各団体から意向を聴取 →団体創設意向が無い＝チラシ作成等による募集
研修機会	研修機会の確保・充実を図る (教育委員会が直接実施 or 専門家による研修機会)	県スポーツ協会(山江氏)から講師を紹介(依頼必要) ・認定後の指導者向け(指導者見込みの人も含む) ・テーマ(案)各種ハラスメントの防止など ・時期:12月(90分程度)、講師謝金の補正必要
周知方法	体験会やイベント等の実施 (各認定クラブによる活動紹介など)	教育委員会が各クラブを紹介するチラシを策定予定 (HP等で写真なども掲載) 認定地域クラブ以外のクラブ活動も紹介予定
認定	団体の認定は教育委員会のみで行うか、協議会で審議するか。 (協議会の開催には時間的、事務的ハードルが高いため、協議会の中に、例えば「認定審査会(仮称)」のような小規模な部会を作り、そこで審議することも一案)	

課題整理

早急に解決または方向性を示すことが望ましい課題を整理する

検討案

分野	課題	方向性または協議会での意見
スポ少との兼ね合い	<ul style="list-style-type: none">・ スポ少と認定地域クラブとの違いは？（スポ少も制度的には中学生を受け入れられる）・ スポ少指導者が認定団体を立ち上げるためのメリットがない。 <p>→ スポ少団体は、移行の意思があれば認定地域クラブに認定してもらえるか。</p>	<p>スポ少が良い指導者はスポ少で、認定地域クラブがいい指導者は地域クラブで活動できる環境があればいい。立ち上げに関しても、スポ少は制度上は中学生を受け入れられるため、スポ少の中学生版を立ち上げていただくことも想定される（教育委員会）</p>
吹奏楽部	<ul style="list-style-type: none">・ バスの借り上げ等は例年通り可能か・ 楽器（学校備品）の貸し出しは可能か・ 楽器のメンテナンスに係る費用等がネック・ 金時祭への出場はどの立場で行うか	

令和8年度 勝央町スポーツ・文化活動地域展開協議会

当面のスケジュール

~~5月28日(木) 19:00～~~ ~~第2回開催~~ ~~ガイドライン等策定~~

6月26日(金) 19:00～ 第3回開催 諸課題の方針等確認

6月29日(月) 19:00～ 第2回開催 指導者向け説明会

7月 7日(火) 19:00～ 一般向け説明会@勝央町公民館

7月22日(水) 19:00～ 第4回開催 今後のスケジュール等共有